

土地利用

項目	報酬額	備考
農地法第3条3の届出	3万円～	・ 土地登記事項証明書、公図、その他証明書等の取得費用が別途必要です。
農地法第4条届出	5万円～	・ 現地調査、農業委員会等行政との打ち合わせ、土地改良区、水利組合等同意書作成、申請手続きに必要な書類の取得代行、許可証受取のサービスが含まれております。
農地法第5条届出	6万円～	
農地法第3条許可	5万円～	・ 許可後の着手届・進捗届・完了届等の費用は含まれておりません。
農地法第4条、第5条許可	7万円～	・ 土地登記事項証明書、公図、その他証明書等の取得費用は別途必要です。
許可後の各種届出	1万円～	・ 着手届、進捗届、完了届など簡易な届出。 変更届等で実質許可申請のやり直しのようなものは、お見積もりをご提示します。
農業振興地域除外	8万円～	・ 現地調査、農業委員会等行政との打ち合わせ、土地改良区、水利組合等同意書作成、申請手続きに必要な書類の取得代行、許可証受取のサービスが含まれております。 ・ 土地登記事項証明書、公図、その他証明書等の取得費用は別途必要です。
開発行為事前協議	8万円～	
開発行為許可申請(第29条)	30万円～	
開発行為許可申請(第34条)	40万円～	
河川関係許可	12万円～	
道路位置指定申請	30万円～	

・ 上記は標準的な事案の報酬額（税別）です。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいてから業務に着手いたします。

建設業許可

項目	報酬額	備考
建設業許可申請(個人・新規)知事	12万円～(特定 15万円～)	・ 証明書取得費用は別途必要です。 ・ 対象者の人数等によって加算があります。 ・ 大臣免許の場合は登録免許税 15万円がかかりますが、この費用は別途ご負担をお願いいたします。 ・ 知事免許の場合は宮崎県収入証紙 9万円分が必要ですが、この費用は別途ご負担をお願いいたします。
建設業許可申請(個人・更新)知事	5万円～(特定 7万円～)	
建設業許可申請(法人・新規)知事	15万円～(特定 18万円～)	
建設業許可申請(法人・新規)大臣	20万円～(特定 23万円～)	
建設業許可申請(法人・更新)知事	6万円～(特定 8万円～)	
建設業許可申請(法人・更新)大臣	10万円～(特定 12万円～)	
建設業許可申請(許可換え新規)	10万円～	
建設業許可申請(業種追加)	5万円～	
建設業変更届出(事業年度終了)	3万円～	
建設業変更届出(事業年度終了)大臣	5万円～	
建設業許可変更届(経營業務の管理責任者)	3万円～	
経営状況分析申請	3万円～	
経営規模等評価申請及び総合評価値請求申請	6万円～	
建設業許可変更届(経營業務の管理責任者)	3万円～	
資力確保措置の状況についての届出	5万円～	
建設工事等入札資格審査申請	6万円～	
登録電気工事業者登録申請	5万円～	
電気工業事業開始届	5万円～	

・ 上記は標準的な事案の報酬額(税別)です。事案により報酬が変動する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいたから業務に着手いたします。

宅地建物取引業免許

項目	報酬額	備考
宅地建物取引業免許（新規・知事）	10万円～	・ 証明書取得費用は別途必要です。 ・ 対象者の人数等によって加算があります。 ・ 大臣免許の場合は登録免許税9万円が別途必要です。 ・ 知事免許の場合は宮崎県証紙3.3万円分が別途必要です。 ・ 事務所、役員、専任の取引士、その他の内の1事項
宅地建物取引業免許（更新・知事）	7万円～	
宅地建物取引業免許（新規・大臣）	16万円～	
宅地建物取引業免許（更新・大臣）	10万円～	
宅地建物取引業者名簿記載事項変更届	3万円～	
宅地建物取引士資格登録申請	1万円～	

・ 上記は標準的な事案の報酬額（税別）です。事案により報酬が変動する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいたから業務に着手いたします。

風俗営業許可

項目	報酬額	備考
保護対象施設・立地調査 (注)	3万円～	<ul style="list-style-type: none"> 申請書等の作成、警察署への申請書提出代行、添付図面作成などの業務は含みません。 用途地域証明書等の取得費用（200円程度）は別途ご負担ください。
営業許可申請書作成	3万円～	<ul style="list-style-type: none"> 申請書、誓約書等の作成業務の費用です。警察署への申請書提出代行、添付図面作成、保護対象施設調査、立地調査などの業務は含みません。 申請者の氏名、名称、住所、所在等を証明する文書（住民票・登記事項証明書等）の取得費用は別途必要です。（ご自身でご用意いただければ不要）
添付書類収集	許可申請 1.5万円～ 営業届出 1万円～	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に添付する住民票、身分証明書、登記事項証明などの収集サポート費用です。警察署への申請書提出代行、添付図面作成などの業務は含みません。 証明書（住民票・登記事項証明書等）の取得費用は別途必要です。 営業所の所有者の「使用承諾書」「賃貸借契約書」等については申請者ご自身でご用意いただきます。
添付図面作成	4万円～	<ul style="list-style-type: none"> 営業許可申請書に添付する図面（平面図、防音設備図面、照明設備図面、求積図面等作成のみの業務です。警察署への申請書提出代行業務、現場調査立会業務は含まれておりません。 営業所面積、設備の数量により報酬額を加算する場合があります。事前にお見積もりを提示いたします。
風俗営業許可申請 1号(キャバレー) フルサポート	20万円～	<ul style="list-style-type: none"> 上記申請書作成、図面作成のほか、申請書提出代行、現場立会等のフルサポートです。 所轄警察署の窓口へ申請書を提出する際に、警察から申請者等に対して聴取や説明等があるため、原則当職とご同行していただきます。 申請時に納付する宮崎県収入証紙代金が別途必要です。
風俗営業許可申請 2号(料理店、社交飲食店) フルサポート	20万円～	
風俗営業許可申請 3号(ダンス飲食店) フルサポート	15万円～	
風俗営業許可申請 4号(ダンスホール等) フルサポート	13万円～	

風俗営業許可申請 5号(低照 度飲食店) フルサポート	15万円～	
風俗営業許可申請 6号(区画 席飲食店) フルサポート	20万円～	
風俗営業許可申請 7号(マー ジャン店) フルサポート	15万円～	
風俗営業許可申請 7号(パチ ンコ店等) フルサポート	70万円～	
風俗営業許可申請 7号(その 他遊技場) フルサポート	15万円～	
特定遊興飲食店営業許可申請 フルサポート	15万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象施設、立地調査、申請書作成、図面作成のほか、添付種類収集、申請書提出代行、現場立会等のフルサポートです。 ・ 所轄警察署の窓口に申請書を提出する際に、警察から申請者等に対して聴取や説明等があるため、原則当職とご同行していただきます。
深夜酒類飲食店営業開始届 フルサポート	8万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地調査、届出書作成、図面作成のほか、添付書類収集、申請書提出代行、現場立会等のフルサポートです。 ・ 所轄警察署の窓口に届出書を提出する際に、警察から届出等に対して聴取や説明のため出頭を求められる場合もあります。そのようなケースでは当職とご同行していただくことがあります。

・ 上記は標準的な事案の報酬額（税別）です。営業所の面積等により報酬が増加する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいてから業務に着手いたします。

・ 風俗営業許可で飲食店営業を伴う場合、事前に飲食店営業許可を取得する必要があります。

(注) 立地調査、保護対象施設調査において、営業できない区域との距離が微妙で図面上では判断不能の場合、現地の測量等が必要になる場合がありますが、

測量費用については上記調査費用に含まれておりません。測量が必要な場合は事前に測量を行かどうかお客様にお伺いし、了承を得てから測量士を手配いたします。

産業廃棄物処理

項 目	報酬額	備 考
解体工事業登録申請	7万円～	
自動車解体業許可申請(都道府県知事の許可)	30万円～	
一般廃棄物処理業許可申請	15万円～	
一般廃棄物処理施設設置許可申請	25万円～	
産業廃棄物処理業許可申請[収集運搬・積替保管を除く]	15万円～	
産業廃棄物処理業許可申請[収集運搬・積替保管を含む]	20万円～	
産業廃棄物処理業許可申請[中間処理(焼却・破碎等)]	50万円～	
産業廃棄物処理業許可申請[最終処分]	80万円～	
産業廃棄物処理施設設置許可申請[中間処理(焼却、破碎等)]	50万円～	
産業廃棄物処理施設設置許可申請[最終処分(埋立、その他)]	80万円～	

・上記は標準的な事案の報酬額（税別）です。事案に応じて報酬が増加する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいてから業務に着手いたします。

営業許認可・事業・法人関係

項目	報酬額	備考
古物商許可申請サポート	5万円～	・ 添付する証明書等の取得費用、宮崎県証紙等の費用は別途必要です。 法人の場合費用加算があります。
古物市場主許可申請サポート	5万円～	<ul style="list-style-type: none"> 申請、届出には宮崎県収入証紙で手数料を納付しなければならないものもあります。 【手数料】 ・ 古物商許可 1.9万円 ・ 古物市場主許可 19,000円 ・ 古物競りあっせん業認定 17,000円 ・ 書換申請 1,500円 ・ 再交付申請 1,300円 ・ 返納・URL届・変更・競売届は無料 ・ 古物商のプレート購入費用は上記に含まれておりません。
古物競りあっせん業届出サポート	5万円～	
古物競りあっせん業の認定申請サポート	3万円～	
許可取得後の各種変更・届出サポート	1.5万円～	
許可申請添付図面作成サポート	15,000～	・ 営業所の床面積により加算する場合があります。
医療法人設立認可申請	60万円～	
宗教法人設立(規則認証)申請	50万円～	
学校法人設立認可申請	50万円～	
地縁団体認可申請	13万円～	
自治会、町内会等の法人化手続	10万円～	
飲食店営業許可申請フルサポート	4万円～	<ul style="list-style-type: none"> 申請書作成、図面作成、保健所への申請書提出代行のフルサポートです。 申請書時に納付する宮崎県収入証紙代は別途ご負担ください。
飲食店営業許可申請書作成	1万円～	<ul style="list-style-type: none"> 申請書のみの作成費用です。保健所への申請書提出代行、添付図面作成などの業務は含みません。 証明書取得費用がかかる場合（法人の登記事項証明など）は別途、登記事項証明書取得費用が必要です。
飲食店営業許可申請添付図面	3万円～	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店営業許可申請書に添付する図面作成のみの費用です。保健所への申請書提出代行業務は含まれておりません。 営業所面積により報酬額が加算する場合があります。

旅館営業許可申請	30万円～	
たばこ小売販売業許可申請	50,000～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所の床面積等により費用が加算される場合があります。 ・ 許可後に納付する登録免許税 15,000 円は含まれておりません。
一般酒類小売業免許申請	15万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所の床面積等により費用が加算される場合があります。 ・ 納付する登録免許税 3 万円は含まれておりません。
建築士事務所登録申請(新規)	6万円～	
建築士事務所登録申請(更新)	3万円～	
建築士事務所登録申請(変更)	3万円～	
建築確認申請(100㎡未満)	14万円～	
マンション管理業者登録申請	8万円～	
屋外広告物設置許可申請	6万円～	

・ 上記は標準的な事案の報酬額（税別）です。事案に応じて報酬が増加する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいたから業務に着手いたします。

・ 飲食店営業許可申請フルサポートの場合でも、衛生管理責任者講習は申請者または営業内容を理解している関係者に受講していただく必要があります。

・ 衛生管理責任者講習の費用、講習テキストの費用、食品衛生協会費、食品営業賠償共済費は上記報酬に含まれておりません。

・ 風俗営業許可、旅館業許可等とセットで飲食店営業許可申請をご依頼いただいた場合は割引いたします。

会社・法人設立

項目	報酬額	備考
株式会社電子定款作成	4万円～	・ 公証人手数料が別途 50,000 円と定款謄本代がかかります。
一般社団法人電子定款作成	4万円～	・ 定款の謄本 1 通につき別途 1,000 円程度がかかります。 ・ お客様が作成した定款お持込による定款認証手続きのみのご依頼はお受けできません。 ・ 土業の方の復代理のご依頼は承ることができます。
合同会社定款作成	3万円～	・ お客様が作成した定款お持込による定款への電子署名のみのご依頼はお受けできません。
株式会社設立サポート	7万円～	・ 電子定款作成からその他添付書類の作成のフルサポート。 ・ 款認証にかかる公証人手数料 (50,000 円)、定款謄本代は含まれておりません。 ・ 登記申請を提携司法書士に依頼する場合、別途報酬がかかります。 ・ 登録免許税は最低 150,000 円がかかります。
合同会社設立サポート	6万円～	・ 電子定款作成からその他添付書類の作成のフルサポート。 ・ 同会社の場合、定款認証費用は不要です。 ・ 登記申請を提携司法書士に依頼する場合、別途報酬がかかります。 ・ 登録免許税は最低 60,000 円がかかります。
一般社団法人設立サポート	10万円～	・ 電子定款作成からその他添付書類の作成のフルサポート。 ・ 款認証にかかる公証人手数料 (50,000 円)、定款謄本代は含まれておりません。 ・ 登記申請を提携司法書士に依頼する場合、別途報酬がかかります。 ・ 登録免許税は 60,000 円がかかります。
NPO 法人設立サポート	20万円～	・ 定款認証手続きからその他添付書類の作成までフルサポート。 ・ 登記申請を提携司法書士に依頼する場合、別途報酬がかかります。 ・ NPO 法人の場合、定款認証、登録免許税は不要です。
議事録作成	1万円～	・ 登記申請を提携司法書士に依頼する場合、別途報酬、登録免許税がかかります。

国際業務

項目	報酬額	備考
国籍取得届等の手続	15万円～	
帰化許可申請(被雇用者)	20万円～	
帰化許可申請(個人事業主及び法人役員)	25万円～	
帰化許可申請(簡易帰化)	15万円～	
涉外身分関係手続(結婚、離婚、養子縁組等)	15万円～	
在留資格認定証明書交付申請(居住資格)	15万円	
在留資格認定証明書交付申請(就労資格)	13万円～	
在留資格認定証明書交付申請(非就労資格)	10万円～	
在留資格認定証明書交付申請(投資・経営)	25万円～	
在留資格変更許可申請(居住資格)	10万円～	
在留資格変更許可申請(就労資格)	12万円～	
在留資格変更許可申請(非就労資格)	10万円～	
在留資格変更許可申請(投資・経営)	15万円～	
在留期間更新許可申請(居住資格)	5万円～	
在留期間更新許可申請(就労資格)	6万円～	
在留期間更新許可申請(非就労資格)	5万円～	
在留期間更新許可申請(投資・経営)	8万円～	
永住許可申請	15万円～	
在留資格取得許可申請	15万円～	
再入国許可申請	15万円～	
資格外活動許可申請	4万円～	
就労資格証明書交付申請	3万円～	
一般旅券申請	8万円～	
日本国査証申請	7万円～	
外国査証申請	8万円～	
対日投資等に関する手続	20万円～	

・上記は標準的な事案の報酬額(税別)です。事案に応じて報酬が増加する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいたから業務に着手いたします。

遺言書作成・相続手続

項目	報酬額	備考
相続人調査	1万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍収集等のみの個別業務。 ・ 戸籍等の証明書取得費用は別途必要です。 ・ 対象者の人数等によって加算があります。
財産調査	1万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言の対象となる財産調査のみの個別業務。 ・ 証明書取得費用等の実費は別途必要です。 ・ 財産の数により加算があります。
証人サポート（1名）	1万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人のみご依頼の場合のサポートです。 ・ 公証役場での立ち会い証人（1名）当たりの報酬額です。 ・ 公証役場以外（自宅・病院等）での立ち会いには出張費がかかる場合があります。
公正証書遺言作成フルサポート (注)	8万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公証人手数料等の実費は別途。 ・ 戸籍等の収集実費は別途必要です。
自筆証書遺言作成フルサポート	8万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費は別途必要です。
秘密証書遺言作成フルサポート (注)	8万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公証人手数料等の実費は別途必要です。 ・ 戸籍等の収集実費は別途必要です。
法定相続情報一覧図作成	1万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定相続情報一覧図作成のみの個別業務。 ・ 戸籍等の証明書取得費用は別途必要です。 ・ 対象者の人数等によって加算があります。 ・ 相続人調査は報酬が別途必要です。
遺産分割協議書作成	6万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺産分割協議書作成のみの個別業務 ・ 相続人調査、相続財産調査は含まれておりません。
相続フルサポート	8万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人調査・法定相続情報一覧図作成・遺産分割協議書作成・必要に応じ各種手続を行います。 ・ 相続人の人数、遺産の数量により加算されることがあります。 ・ 手数料等の実費は別途必要です。
相続分なきことの証明書作成	2万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・
遺留分特例に基づく合意書の作成	15万円～	<ul style="list-style-type: none"> ・
遺言執行者就任	お見積もり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費は別途必要です。
特別代理人就任	お見積もり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費は別途必要です。

・ 上記は標準的な事案の報酬額（税別）です。財産の価額、財産の数量に応じて報酬が増加する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいてから業務に着手いたします。

・ (注) フルサポートには、推定相続人調査、財産調査、公証人への嘱託手続、立会証人1名（当職）が含まれます。公証役場での立会証人は2名必要となりますが、当職以外にもう1名の証人手配をご依頼いただく場合、証人サポートの報酬を別途ご負担ください。

書類作成・内容証明・離婚関係

項目	報酬額	備考
契約書作成	5万円～	<ul style="list-style-type: none">・ 原則、お見積もり。・ 証明書取得費用は別途必要です。・ 貼付する印紙が必要な場合は別途ご負担をお願いします。
内容証明	2.5万円～	<ul style="list-style-type: none">・
離婚協議書作成	7万円～	<ul style="list-style-type: none">・ 離婚協議書を公正証書とする場合は公証人手数料及び嘱託手続費用が別途必要です。
不貞行為の相手方への慰謝料請求 (内容証明作成)	3万円～	<ul style="list-style-type: none">・ 事案によりお見積もりを提示いたします。
告訴状・告発状作成	7万円～	<ul style="list-style-type: none">・
内容証明作成 ・ 時効援用 ・ クーリングオフ ・ その他通知書等	10,000～	<ul style="list-style-type: none">・ 左記は内容証明作成報酬の最低価格です。事案によりお見積もりいたします。・ 郵便送付の実費は別途ご負担をお願いいたします。

・ 上記は標準的な事案の報酬額（税別）です。事案に応じて報酬が増加する場合があります。事前にお見積もりを提示し、ご納得いただいたから業務に着手いたします。

・ 内容証明作成業務で緊急の場合、報酬額が加算する場合があります。